

新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準 (対象：船員以外) (改7)

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルスの船内における感染拡大を可能な限り阻止するため、主に乗船・訪船に先立ち必要となる予防策として、船舶乗船/訪船基準を設定してきた。本文書は緊急対策本部より発出された 2023 年 2 月 1 日付文書「(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針 (改6)」及び厚生労働省の 2023 年 3 月 13 日以降のマスク着用方針に基づき改訂したもので (別紙 1、2 参照)、2023 年 2 月 1 日付「新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準 (対象：船員以外) (改6)」に替えて、2023 年 3 月 13 日以降に出港する機構船舶による航海に乗船する船員以外の乗船者に適用する。ここで扱う機構船舶による航海については注 1 を参照のこと。

なお、航海開始後の対処については最新の「航海中の新型コロナウイルス感染に対する MarE3 対応方針」に従うこととする。

■本文書における「乗船者」の定義

- 機構船舶による航海に参加予定の研究者・観測技術員・運航チーム員 (注2)。なお、「ちきゅう」船上ラボ利用のための乗船については別途定める。

【乗船7日前までに実施すべき事】

- 原則、3回以上の新型コロナワクチン接種を受けることとする (注3)。
- 乗船地周辺地域の最新の感染状況把握に努め、とりうる感染防止策を検討する。

【乗船14日前から乗船日まで実施すべき事】

- 指定された様式の健康記録簿に毎朝の検温結果や体調異常等を記録するとともに、指定された様式の行動備忘録に各自の行動を記録する (注4)。
- 自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、厚生労働省より注意喚起されている状況に応じて、産業医の意見も踏まえた以下の感染防止対策をとり、自己管理を徹底する。
 - 飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話といった感染が起きやすい場面を回避し、狭い空間での共同生活や居場所の切り替わりを極力避ける。
 - 3密 (密閉・密集・密接) や混雑、大声を出すような場面などの感染リスクが高い環境を回避する。

参考) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」2023年1月版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

- 以下に示す症状がみられた場合、とりまとめ担当者 (下段に記載) を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する (注5)。
 - 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱 (37.5℃以上) 等の症状のいずれかがあつ

た場合（新型コロナワクチン接種に伴うと考えられる発熱の場合も含む）

- ▶ 上記以外で発熱（37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温）や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続いた場合
- ▶ 嗅覚・味覚障害が自覚された場合
- 以下に該当する場合は、とりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する（注5）。
 - ▶ 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル2以上相当）へ乗船前14日以内に渡航歴がある場合
 - ▶ 新型コロナウイルス感染が判明した場合
 - ▶ 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル2以上相当）へ乗船前14日以内に渡航歴がある方と濃厚接触した可能性がある場合
 - ▶ 新型コロナウイルス感染が判明した方と判明前2日以内あるいは判明後7日以内に濃厚接触した可能性がある場合

【乗船7日前から乗船日まで実施すべき事】

- 乗船7日前を目処に原則自宅において第1回PCR検査用検体採取を行い、検体を郵送する。検査の詳細、検査免除の条件、費用負担等については注6を参照。各PCR検査結果はとりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ速やかに報告する。陽性と判明し検査機関・保健所から自宅療養等の指示があればそれに指示に従う（注7）。
- 上述した感染防止対策を取りつつ、乗船直前検査のための検体採取に間に合うように乗船地に移動する。

【乗船3日前から乗船日まで実施すべき事】

- 乗船前72時間以内に原則乗船地において乗船直前PCR検査用の検体採取を行い、医師による診断を伴うPCR検査を実施する（注8）。検査の詳細、検査免除の条件、費用負担等については注6を参照。
- 乗船前日10時までに健康記録簿・行動備忘録及び記名済誓約書（以下「乗船前提出書類」という）をとりまとめ担当者に提出する。

（記名済誓約書は、乗船前の行動について乗船・訪船に関する当機構が定める規程類を遵守したことを示すもので様式は別途指定する。注9を参照のこと）
- 同日正午までに首席研究者/主席研究員は集めた乗船前提出書類をMarE3運用部船舶運用グループ担当者に、首席研究者/主席研究員以外のとりまとめ担当者は集めた乗船前提出書類をとりまとめ担当者所属機関に提出する。

（PCR検査結果が陰性であっても乗船前提出書類の記載内容によりMarE3あるいはとりまとめ担当者所属機関が乗船に適さないと判断した場合は乗船が許可されない。個人情報の取り扱いについては注10を参照のこと）
- PCR検査受検後、医師に陽性と診断された方には医療機関から直接連絡が入るので、速やかにとりまとめ担当者、上長ならびに安全・品質管理グループリーダーへ連絡する（注11）。乗船は控え、医療機関・保健所の指示に従う。

（PCR検査結果が陰性との連絡をとりまとめ担当者より受けた後、乗船の許可が下りれば乗船し、

以後各船の行動ルールを遵守する)

【乗船当日に実施すべき事】

- 舷門において手指消毒を励行する。
- 健康保険証とともに航海中各自が使用する体温計、マスク、タオル、コップ・水筒等を持ち込むこと。また、必要に応じて有効なワクチン接種証明書及び個人が使用する消毒液・飲料等も持ち込む。
- 乗船後速やかに首席研究者／主席研究員は船長と船内における感染防止のための取り組みや施設利用法について十分検討し、周知する。

なお、今後の行政機関や機構の方策等に基づき、上記基準を変更することがある。また、上記基準は新たな改訂基準の発行、あるいは適用取りやめの指示が出されるまで有効とする。不明の点があればとりまとめ担当者を通じて事前に MarE3 担当部署に連絡・相談すること。

○とりまとめ担当者：

- 首席研究者／主席研究員 ← 乗船研究者（手配業者を含む）
- 日本海洋事業担当者 ← 日本海洋事業関係者（手配業者を含む）
- マリン・ワーク・ジャパン担当者 ← マリン・ワーク・ジャパン関係者（手配業者を含む）
- MOL マリン&エンジニアリング担当者 ← MOL マリン&エンジニアリング関係者（手配業者を含む）
- JAMSTEC 運用部船舶運用グループ担当者 ← JAMSTEC 職員（白鳳丸船員、乗船研究者を除く）、手配業者／代理店、広報関係者

MarE3 運用部船舶運用グループ連絡先(各船共通)：(e-mail) mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp

○乗船前 PCR 検査に関する問い合わせは以下まで相談のこと。

ワクチン接種と第 1 回 PCR 検査 MarE3 運用部連絡先：(e-mail) mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp

乗船直前 PCR 検査 MarE3 安全・品質管理グループ 連絡先：(e-mail) mare3-hsqecore@jamstec.go.jp

安全・品質管理グループリーダー（業務携帯）080-2071-4361

以上

脚注

(注 1) 本文書における「機構船舶による航海」について

機構船舶による航海（海上試運転時は別途指示する）は、原則、3 回以上の新型コロナワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。また、乗船者は乗船直前 PCR 検査を含む 2 回の PCR 検査受検の必要がある。また、ドック期間中の乗船については別途運用部より指示する。日本の港から 4 日の航程外に出る航海の場合は上記に追加して重症化しやすいとされている方に関する条件が加わり、さらに乗船地のホテル等宿泊先において 4 日間（4 泊）の自己隔離を実施する。

・新型コロナウイルスに罹患した場合重症化しやすいとされている以下の方について、産業医の

意見も踏まえ、原則、日本の港から 4 日の航程外に出る航海への参加は認めない（入港期間中の船舶への乗下船は可）。

○高齢者（70 歳以上）

○以下に示す基礎疾患等のある方

慢性閉塞性肺疾患〔COPD〕

慢性腎臓病（医師が診断し、許可が出た場合は原則乗船可）

糖尿病（空腹時血糖値 150mg/dL 以上、ただし内服治療の有無によらず HbA1c が 7.0%未満である場合は原則乗船可）

高血圧（医師が診断し、許可が出た場合は原則乗船可）

心血管疾患（医師が診断し、許可が出た場合は原則乗船可）

○一部の妊娠後期の方

参考）厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する 11 の知識」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

・上述の自己隔離については以下の通り。

乗船地に自宅があり同居者がいない場合は、自己隔離のためホテル等に宿泊することは求めない。第 1 回 PCR 検査用検体採取・郵送後、可能な限りの感染防止対策を取りつつ乗船地に移動し、自己隔離をする。自己隔離期間中は他者との接触は最大限避け、移動も控えるとともに外食を避けて食事は 1 人で部屋においてとることとする。外地からの乗船者についてはとりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ事前に報告・相談すること。

なお、航海実施にあたり感染が疑われる人を居室待機とするための部屋を少なくとも 1 室確保するため、乗船者数の調整を行うことがある。

（注 2）船員以外の人員を想定。運航チーム員は船員手帳を持つものの、その業務形態を考慮し船員以外の扱いとする。研究者等手配の技術者については研究者扱いとする。

（注 3）新型コロナワクチン接種については、日本政府が有効とみなすワクチンを計 3 回以上接種することとする（詳細は以下の厚労省 HP を参照）。運用部からの指示に応じて、有効なワクチン接種証明書を準備し乗船時に持ち込むこと。

ワクチン接種 3 回以上の要件を満たさない者については、PCR 検査を 2 回（乗船前 1 週間前日処、72 時間以内）受検し陰性を確認するほか、乗船地のホテル等宿泊先において乗船直前 4 日間（4 泊）の自己隔離を実施し、ワクチン接種以外の実施すべきことを全て行うことを前提とし、乗船可とする。ただし、調査航海を行う沿岸国及び緊急入港先として想定される沿岸国の水際対策等において、規定のワクチン接種が求められる等の事情がある場合は、この要件を満たさないと乗船が認められない。

なお、乗船地に自宅があり同居者がいない場合は、自己隔離のためホテル等に宿泊することは求めない。

参考）厚労省 HP 【水際対策】日本政府が定めたワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

(注 4) 健康記録簿に記録すべき体調の異常を示す例は以下の通り。

体調異常の例：発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛）、頭痛、倦怠感等の症状や嗅覚・味覚障害等乗船前の自己管理状況の確認のため行動備忘録を作成し、乗船前・乗船中の自己管理状況を記録する。

なお、健康状態観察期間・行動記録期間は乗船日を 0 日目としてカウントすることとする。

(注 5) 報告を受け、乗船直前 PCR 検査受検の可否を運用部が判断する。第 1 回 PCR 検査の検体採取後に報告を受けた場合は別途追加 PCR 検査（検査費負担は各自）の受検を求め、その結果を参照する。当該受検者は追加 PCR 検査結果をとりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ原則、乗船直前 PCR 検査実施前日正午までに提出する。

ただし、新型コロナウイルスワクチン接種後 3 日以内（接種日を 0 日目として 2 日目まで）に、発熱・悪寒・頭痛のみの症状で咽頭痛、咳、息苦しさ等の風邪の症状に似た症状がみられない場合は、副反応の可能性が高いため追加 PCR 検査は不要とし、乗船直前 PCR 検査を受検できることとする。

(注 6) 船員以外を対象とした乗船前 PCR 検査の実施について

- 研究者の PCR 検査の具体的な実施場所・実施時期・実施方法・検査免除の条件等の詳細については別途 MarE3 より連絡する。それ以外の乗船者については、各所属機関で定める。
- 第 1 回 PCR 検査（担当：運用部）については乗船前 7 日を目処に原則自宅において検体採取を行い、検体を郵送する。これら検査結果に対して医師による診断は求めない。乗船直前 PCR 検査（担当：安全・品質管理グループ）については乗船前 72 時間以内に原則乗船地において検体採取を行い、検査結果に対して医師による診断を求めることとする（注 8）。
- 乗船予定研究者等が乗船直前 PCR 検査で陽性と判定され、欠員のため航海実施に支障がでることを回避するために、可能であれば、次々席研究者/次々席研究員及び予備員を指名し、実施要領書に追記すること。次々席研究者/次々席研究員は、乗船予定者の中または予備員の中から指名可能。なお、予備員についても乗船者と同様の対応（乗船前提出書類の提出、PCR 検査受検等）が必要。
- 学部学生の指導教員が PCR 検査で陽性と判定された場合は、その学部学生を指導する教員が不在になるため学部学生は乗船不可。ただし、同じ研究室の教員を代理の指導教員として事前に指名している場合、学部学生は乗船可能。
- 連続する研究航海に続けて乗船する場合、次航出港まで原則同じ船に連続して宿泊（船内泊）し各船の行動ルールを遵守することを前提とする。
- 乗船前 PCR 検査が必須となる乗船者の検査費用については、原則機構負担とする（負担内容については別途 MarE3 より連絡）。
- PCR 検査受検後、陰性判明まで船舶への訪問や宿泊は原則不可。
- 空港検疫所等で行われる検査結果の取扱いについては、国の指針等を参考に MarE3 が判断する。

(注 7) 乗船 1 週間前 PCR 検査で陽性となっても、乗船前 1 ヶ月以内に新型コロナウイルスに感染してその療養が終了していた場合は、乗船直前 PCR 検査受検を認める。乗船直前 PCR 検査を受検して他者への感染可能性なしとの医師の診断（陰性診断）が出れば、原則乗船が許可される。

(注 8) 医師による診断を伴う PCR 検査について

医師による診断を伴う PCR 検査と伴わない検査の違いについて以下の厚労省 HP 内の「自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項」に以下に関する記載あり。

- ・検査結果が陰性であっても、医師により感染していないと診断されない限り、感染していないとはいえない。
- ・医師による診断を伴う検査により感染したと診断された場合、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行く。
- ・検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）がある。

参考) 厚労省 HP 新型コロナウイルス感染症について >社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00199.html

○自費検査を提供する検査機関一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

(注 9) 氏名欄への記名は自署（手書きによる記名）でなくても可とする。

(注 10) 乗船のために取得した個人情報の取り扱いについては、円滑な研究航海実施を目的とし、MarE3 及びとりまとめ担当者所属機関の担当者の範囲内に限り利用するよう、十分配慮する。

(注 11) ・検査機関の PCR 検査の結果が「陽性」であっても、医師の診断により周囲への感染リスクなしと判定された場合は、「陰性」の扱いとなる（陰性診断）。具体的には既感染者が隔離終了後に PCR 検査を受検し検査では陽性となったが、医師により周囲への感染リスクなしと判定される場合等が考えられる。

・陰性診断を受けた場合、医師から保健所への連絡はなく、判定した医療機関及び保健所から本人へ連絡はない。PCR 検査結果が「陰性」である場合と同様、乗船前提出書類の記載内容が乗船に適していると判断されて、乗船の許可が下りれば乗船できるものとする。

・一方、検査機関の PCR 検査の結果が「陰性」であっても、症状等に基づく医師の診断により周囲への感染リスクありと判定された場合は、「陽性」の扱いとなることに注意すること（陽性診断）。

2022 総務 3307

令和 3 年 9 月 13 日
令和 4 年 2 月 1 日 改訂
令和 4 年 3 月 22 日 改訂
令和 4 年 6 月 20 日 改訂
令和 4 年 8 月 9 日 改訂
令和 4 年 9 月 30 日 改訂
令和 5 年 2 月 1 日 改訂
国立研究開発法人海洋研究開発機構
緊急対策本部長
理事長 大和 裕幸

(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針 (改 6)

本方針 (初版、令和 3 年 9 月 13 日付) の発出以降、全乗船者の皆さまには、原則 2 回以上の新型コロナウイルスワクチンの接種をお願いしてきたところです。

新型コロナウイルスワクチンは、政府により 3 回以上の接種が推進されている一方、機構船舶に乗船する船員については、長期連続乗船・連続休暇という勤務形態が多く、また、陸上での休暇期間も限られるなどの理由によって、必ずしも最新のワクチン接種に追いつかない事情がございましたが、今般、3 回目接種を完了することができたため、これを新方針に反映することと致します。

また、これまでワクチン接種の要件を満たしていない方については、日本の港から 4 日の航程内の航海に限り、乗船前の PCR 検査による陰性確認及び乗船地における乗船前 4 日間の自己隔離 (バブル方式の実施) を条件として乗船を認めて参りましたが、政府の「With コロナに向けた政策の考え方」 (令和 4 年 9 月 8 日付) を踏まえ、適切な研究活動の場をより一層提供していく観点から、日本の港から 4 日の航程外の航海であっても、上述の PCR 検査及びバブル方式の実施を満たせば乗船を認めることと致します (ただし、調査航海を行う沿岸国及び緊急入港先として想定される沿岸国の水際対策等において、規定のワクチン接種が求められる等の事情がある場合は除く。)

引き続き、全乗船者の皆さまにおかれましては、乗船前及び乗船中の感染予防対策に十分留意頂くとともに、政府の推奨する新型コロナワクチンの接種についても御協力をお願い致します。

記

船舶運航にかかる新方針は以下のとおりとし、原則本日以降に出航する航海から適用する。

1. 航海は、原則 3 回以上のワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。
2. 航海の実施は、新規全乗船者が PCR 検査を 2 回 (乗船前 1 週間目処、72 時間以内) 受検し、陰性を確認すること及び健康管理に関しては最新の「新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準 (以下「乗船基準」)」に従うことを前提とする。
3. ただし、1. の要件を満たさない者のうち、乗船地における乗船前の自己隔離 (バブル方式の実施) 及び 2. の PCR 検査の受検 (陰性確認) を経た者についても、最新の乗船基準に従って健康管理を行うことを前提とし、乗船可とする。

以上

厚生労働省 HP 「令和 5 年 3 月 13 日以降のマスク着用の考え方について」より

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

<お知らせ> 令和 5 年 3 月 13 日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、**マスクの着用を推奨**します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス（*）に乗車する時（当面の取扱）

（*）概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

そのほか、

○新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策として**マスクの着用が効果的**です。

<症状がある場合など>

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。